

科学委員会の役割と体制について

1 設置の背景

屋久島世界遺産地域科学委員会は、

- ① 平成 24 年開催の世界遺産委員会での審査までに、「世界遺産の保全状態等に関する定期報告」及び「顕著な普遍的価値の再陳述」(rSOUV)を提出する必要があったこと
- ② 平成 24 年までに「顕著な普遍的価値」をどのように保全するべきかについての管理計画(屋久島世界遺産地域管理計画)を策定する必要があったことに加え、知床において設定された科学委員会が IUCN 等に高く評価されたことから、平成 21 年 6 月に設置。

2 科学委員会の役割と位置づけ

遺産地域を管理する行政機関(九州森林管理局、九州地方環境事務所、鹿児島県、屋久島町)が、遺産地域の管理に必要な科学的知見に基づく助言を得るために設置。

具体的検討事項は以下の通り。

- ① 屋久島世界遺産地域の保護管理に関する事項
- ② 保護管理のための調査研究・モニタリングに関する事項
- ③ その他目的達成のために必要な事項

3 これまでの検討成果

これまでの科学委員会の具体的検討事項及び成果は次のとおり。

具体的検討事項	取組成果
①屋久島世界遺産地域の保護管理に関する事項	・新たな地域管理計画を策定(H24.10.1) ・rSOUV・定期報告
②保護管理のための調査研究・モニタリングに関する事項	・モニタリング計画を策定(H23.12.18) ・ただし、モニタリングに関する評価については、継続的に行う必要
③その他目的達成のために必要な事項	・特になし

4 今後の検討課題及び体制整備

新たな地域管理計画（平成 24 年 10 月）に則しつつ、特に、屋久島の遺産地域登録に際して評価された二つのクライテリア vii 自然景観、ix 生態系の価値を将来に亘って維持管理するとの目標を踏まえ、当面の主要課題である保護地域の利用や資源管理、ヤクシカ対策、外来種対策、各種モニタリング手法等に関する課題と併せて、各機関等で実施したこれらの課題に関する調査結果等の分析・評価に資するような委員構成を考慮した新たな専門家の参入を検討する。